

○ もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 実証事業の実施</p> <p>水産業体质強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）のアに基づく実証事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。</p> <p>1 実証事業の趣旨</p> <p>(1) 改革型漁船等の収益性改善の実証事業</p> <p>改革型漁船等の収益性改善の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、地域・グループの資源管理又は漁場環境改善に取り組む漁業者による新しい操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。</p> <p>ア <u>单一の水産資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化に必要な改革型漁船</u>（以下「改革型漁船」という。）<u>の導入</u>による収益性改善の実証</p> <p>イ <u>沿岸漁業者が行う、協業化による収益性改善の実証</u></p> <p>ウ <u>新魚種の導入等の新たな養殖業の生産体制への転換を図ることによる収益性改善の実証</u></p> <p>(2) 漁船等の収益性回復の実証事業</p> <p>漁船等の収益性回復の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産体制</p>	<p>第1 実証事業の実施</p> <p>水産業体质強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）のアに基づく実証事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。</p> <p>1 実証事業の趣旨</p> <p>(1) 改革型漁船等の収益性改善の実証事業</p> <p>改革型漁船等の収益性改善の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、地域・グループの資源管理又は漁場環境改善に取り組む漁業者による新しい操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。</p> <p>ア <u>省エネ型、省人型、省力化型若しくは单一の水産資源に頼らない複数漁法が可能な多目的型の改革型漁船</u>（以下「改革型漁船」という。）<u>を導入し、又は協業化等新しい操業体制への転換を図ることによる収益性改善の実証</u> (新設)</p> <p>イ <u>新魚種の導入等の新たな養殖業の生産体制への転換を図ることによる収益性改善の実証</u></p> <p>(2) 漁船等の収益性回復の実証事業</p> <p>漁船等の収益性回復の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産体制</p>

への転換を促進しようとするものである。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

ア 養殖業の生産から流通にわたる抜本的な見直しを行い、飼料の高騰等経営環境の変化に対応し、10%以上の生産性を向上させつつ持続的に経営できる経営体への転換の実証

イ サンマ、スルメイカ、サケ等の長期的不漁の影響を克服するため、単一の資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化、養殖業への転換、複数経営体の連携による協業化や共同経営化等の抜本的な操業・生産体制の改革による収益性向上の実証であり、10%以上の生産性を向上させるものであって、令和8年度末までに認定を受けた改革計画に基づくもの。

(削る。)

への転換を促進しようとするものである。

ア 新たな操業・生産体制への転換によって10%以上の生産性（収入を経費で除したもの）を向上させる操業の実証

イ 遠洋漁業等の外国漁船と直接競合する漁業における操業手法や流通の在り方などの抜本的な変革を行い、将来にわたり安定した漁業収益を確保する新たな操業の実証

ウ 海外漁場における我が国の権益を確保し、我が国漁業者による国際漁場における競争力を強化するための途上国での合弁事業の実証

エ 遠洋底びき網漁業の中長期的な安定を図る観点から、海外における新規漁場を確保するための操業体制の実証

オ 養殖業の生産から流通にわたる抜本的な見直しを行い、飼料の高騰等経営環境の変化に対応し、10%以上の生産性を向上させつつ持続的に経営できる経営体への転換の実証

カ サンマ、スルメイカ、サケ等の長期的不漁の影響を克服するため、単一の資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化、養殖業への転換、複数経営体の連携による協業化や共同経営化等の抜本的な操業・生産体制の改革による収益性向上の実証であり、10%以上の生産性を向上させるものであって、令和8年度末までに認定を受けた改革計画に基づくもの。

(3) 第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証事業

第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産

性向上の実証事業は、資源管理の強化のための第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針（国際漁業等再編対策交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき策定されたもの）の対象となる漁業者（当該漁業の許可を受けた漁船を減船するもの及び一定期間当該漁業を休業するものを除く。）が取り組む、改革型漁船の導入、漁獲対象魚種の多角化及び転換他の漁業種類との兼業を含む。）、養殖業への新たな取組並びに漁獲物の附加価値向上等により生産性の向上を図り、新たな資源管理に適合した操業体制への転換を促進しようとするものである。

(4) (略)

(5) 先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業は、国が策定する養殖業成長産業化のための総合戦略に基づき、新たな養殖手法・技術の活用、協業化等による収益性向上のための実証を通じて、国際競争力を備えた生産体制への転換を促進しようとするものである。

(新設)

(新設)

(6) マーケットイン型養殖業等実証事業

マーケットイン型養殖業等実証事業は、以下の実証の取組

(3) (略)

(4) 先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、国が策定する養殖業成長産業化のための総合戦略に基づき、新たな養殖手法・技術の活用、協業化等による収益性向上のための実証を通じて、国際競争力を備えた生産体制への転換を促進しようとするものである。

ア 自然環境と隔離され、出荷時期の調整もしやすい閉鎖循環式等による養殖生産物の安定供給、収益性向上等を図る陸上養殖の実証

イ 大規模冲合養殖システムの導入や協業化等による収益性向上を図る海面養殖等の実証

(5) マーケットイン型養殖業等実証事業

マーケットイン型養殖業等実証事業は、以下の実証の取組

を行うことにより、マーケットイン型養殖経営（需要の量・質の情報を能動的に入手し、需要に応じた計画的な生産を行う経営体又はその経営体を含む養殖バリュー・チェーンが行う養殖業）を推進し、国際競争力を備えた養殖業への転換を促進しようとするものである。

ア～ウ (略)

2 実証事業の内容（第1の1の（1）～（2）及び（4）の事業）

（1） (略)

（2）事業実施者及び用船契約等を締結した所有者等は、1の（1）～（2）及び（4）の実証事業に係る生産活動を行い、事業実施者は出荷等を行うものとする。

（3）～（5） (略)

（6）1の（1）のイの実証については、複数の沿岸漁業者がそれらの営む漁業の全部又は一部を共同で経営することとし、かつ、当該漁業者のうち少なくとも1者は、次のいずれかの要件を満たすこととする。

ア 55歳以下であること

イ 55歳以下の後継者を有すること

2-2 実証事業の内容（第1の1の（3）の事業）

（1）～（4） (略)

2-3 実証事業の内容（第1の1の（5）のアの事業）

（1）～（3） (略)

を行うことにより、マーケットイン型養殖経営（需要の量・質の情報を能動的に入手し、需要に応じた計画的な生産を行う経営体又はその経営体を含む養殖バリュー・チェーンが行う養殖業）を推進し、国際競争力を備えた養殖業への転換を促進しようとするものである。

ア～ウ (略)

2 実証事業の内容（第1の1の（1）～（3）及び（5）の事業）

（1） (略)

（2）事業実施者及び用船契約等を締結した所有者等は、1の（1）から（3）まで及び（5）の実証事業に係る生産活動を行い、事業実施者は出荷等を行うものとする。

（3）～（5） (略)

(新設)

2-2 実証事業の内容（第1の1の（4）の事業）

（1）～（4） (略)

2-3 実証事業の内容（第1の1の（6）のアの事業）

（1）～（3） (略)

2-4 実証事業の内容（第1の1の(5)のイの事業）
(1)～(3)（略）

2-5 実証事業の内容（第1の1の(5)のウの事業）
(1)～(3)（略）

3 事業期間（第1の1の（1）～(4)の事業）
(1)～(3)（略）
(4) 同一の認定改革計画に基づく7の（1）のイの承認を受けた実施計画が複数となる場合、最初の実施計画に基づく事業期間の開始から最後の実施計画に基づく事業期間の終了までが5年を超えることはできない。ただし、外的要因や新たな操業・生産体制への習熟に時間要する等の理由により5年間で実証成果を判断することが難しい場合は、その原因及び改善策を明確にして認定改革計画の見直しを行った上で、最初の実施計画に基づく事業期間の開始から最後の実施計画に基づく事業期間の終了までを5年以上とすることができる。
(5)（略）

3-2 事業期間（第1の1の(5)のアの事業）
認定養殖業改善計画にあっては、養殖の開始から出荷までの期間を1事業期間とし、資材・機材等の導入から起算して3事業期間実施するものとする。ただし、5年を超えて事業を実施することはできない。なお、補助の対象となる資材・機材等を

2-4 実証事業の内容（第1の1の(6)のイの事業）
(1)～(3)（略）

2-5 実証事業の内容（第1の1の(6)のウの事業）
(1)～(3)（略）

3 事業期間（第1の1の（1）～(5)の事業）
(1)～(3)（略）
(4) 同一の認定改革計画に基づく7の（1）のイの承認を受けた実施計画が複数となる場合、最初の実施計画に基づく事業期間の開始から最後の実施計画に基づく事業期間の終了までが5年を超えることはできない。

(5)（略）

3-2 事業期間（第1の1の(6)のアの事業）
認定養殖業改善計画にあっては、養殖の開始から出荷までの期間を1事業期間とし、資材・機材等の導入から起算して3事業期間実施するものとする。ただし、5年を超えて事業を実施することはできない。なお、補助の対象となる資材・機材等を

導入した際に養殖期間の半分を経過している等、資材・機材等導入時点からでは、導入による1事業期間目の事業効果を検証できないと判断される場合には、次の養殖の開始時点を1事業期間目の起算点とするものとする。

また、承認養殖業再建計画にあっては、資材・機材の導入から起算して1事業期間実施するものとする。ただし、5年を超えて事業を実施することはできない。

3-3 事業期間（第1の1の(5)のイの事業）

技術開発・実証までの期間を1事業期間とし、1事業期間のみ実施するものとする。ただし、3年を超えて事業を実施することはできない。

3-4 事業期間（第1の1の(5)のウの事業）

養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証までの期間を1事業期間とし、1事業期間のみ実施するものとする。ただし、4年を超えて事業を実施することはできない。

4 販売代金の管理等（第1の1の（1）～(4)の事業）

（1）（略）

（削る。）

導入した際に養殖期間の半分を経過している等、資材・機材等導入時点からでは、導入による1事業期間目の事業効果を検証できないと判断される場合には、次の養殖の開始時点を1事業期間目の起算点とするものとする。

また、承認養殖業再建計画にあっては、資材・機材の導入から起算して1事業期間実施するものとする。ただし、5年を超えて事業を実施することはできない。

3-3 事業期間（第1の1の(6)のイの事業）

技術開発・実証までの期間を1事業期間とし、1事業期間のみ実施するものとする。ただし、3年を超えて事業を実施することはできない。

3-4 事業期間（第1の1の(6)のウの事業）

養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証までの期間を1事業期間とし、1事業期間のみ実施するものとする。ただし、3年を超えて事業を実施することはできない。

4 販売代金の管理等（第1の1の（1）～(5)の事業）

（1）（略）

（2）第1の1の（1）のアのうち、次に掲げるいずれかの者と用船契約等を締結し、総トン数が20トン未満の漁船を用いる場合であって、3%以上の生産性を向上させる操業の実証に取り組む場合（以下「沿岸漁業版」という。）は、事業実施者の指定した口座に漁獲物等の販売に係る代金として振り込まれた金額を（1）に規定する事業期間中の漁獲物等の販売に

(2) (略)

5 (略)

6 助成金支払の留保

水産庁長官は、5の（ア）から（キ）までのいずれかに該当する疑いがある場合には、事業主体に対して、その事実関係を確認するまでの間、助成金の支払を留保することを命じることができる。

7 手続等（第1の1の（1）、（2）及び（4）の事業）

（1）（略）

（2）実施状況の報告等

ア （略）

イ 事業実施者は、認定改革計画の策定期間中、認定改革計画に基づく事業期間の終了後60日以内に収益状況等

係る代金とすることができる。

ア 3者以上の漁業者による協業体（3者以上の漁業者がその當む漁業の全部又は一部を共同して経営するために、3隻以上の漁船を用いて漁業を営み、かつ、漁業者の半数以上が55歳以下（ただし、55歳以下の後継者がいる漁業者は、55歳以下とみなす。）のものに限る。）

イ 新規就業者（新たに漁業経営を開始する者であり、かつ、45歳以下の者であって、他に使用する漁船がない者（ただし、他の漁業経営者の後継者である場合を除く。）に限る。）又は当該新規就業者による協業体

(3) (略)

5 (略)

6 助成金支払の留保

水産庁長官は、5の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する疑いがある場合には、事業主体に対して、その事実関係を確認するまでの間、助成金の支払を留保することを命じることができる。

7 手続等（第1の1の（1）～（3）及び（5）の事業）

（1）（略）

（2）実施状況の報告等

ア （略）

イ 事業実施者は、認定改革計画の策定期間中、認定改革計画に基づく事業期間度の終了後60日以内に収益状況

について、別記様式第3－1号（1から5事業期間終了ごと。ただし、認定改革計画の見直しを行った上で6事業期間以降の実証を行う場合は6事業期間以降の各事業期間終了時も含む。）及び別記様式第4－1号（3（ただし、1の（2）の事業については2）及び5事業期間終了時。ただし、認定改革計画の見直しを行った上で6事業期間以降の実証を行う場合は最終事業期間の終了時も含む。）により実証結果報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出するものとする。ただし、水産庁長官が所有者等の会計処理の都合上やむを得ないと認める場合は、この限りでない。

ウ・エ（略）

7－2 手続等（第1の1の（3）の事業）

（1）・（2）（略）

7－3 手続等（第1の1の（5）のアの事業）

（1）・（2）（略）

7－4 手続等（第1の1の（5）のイの事業）

（1）・（2）（略）

7－5 手続等（第1の1の（5）のウの事業）

（1）・（2）（略）

第2 助成金の交付等（第1の1の（1）～（4）の事業）

等について、別記様式第3－1号（1から5事業期間終了ごと）及び別記様式第4－1号（3及び5事業期間終了時。ただし、1の（2）の事業については2及び5事業期間終了時）により実証結果報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出するものとする。ただし、水産庁長官が所有者等の会計処理の都合上やむを得ないと認める場合は、この限りでない。

ウ・エ（略）

7－2 手続等（第1の1の（4）の事業）

（1）・（2）（略）

7－3 手続等（第1の1の（6）のアの事業）

（1）・（2）（略）

7－4 手続等（第1の1の（6）のイの事業）

（1）・（2）（略）

7－5 手続等（第1の1の（6）のウの事業）

（1）・（2）（略）

第2 助成金の交付等（第1の1の（1）～（5）の事業）

交付等要綱第3の1の(2)のアの(ア)、(イ)、(エ)及び(オ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとし、費用の範囲は、別添2-1(養殖業に係る実証にあっては別添2-2)のとおりとする。

1~4 (略)

第2-2 助成金の交付等(第1の1の(5)のアの事業)

交付等要綱第3の1の(2)のアの(ウ)及び(エ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1. 2 (略)

第2-3 助成金の交付等(第1の1の(6)のイの事業)

交付等要綱第3の1の(2)のアの(ウ)及び(エ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1. 2 (略)

第2-4 助成金の交付等(第1の1の(5)のウの事業)

交付等要綱第3の1の(2)のアの(ウ)及び(エ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1. 2 (略)

第3 その他

交付等要綱第3の1の(2)のアの(ア)、(イ)、(エ)及び(オ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとし、費用の範囲は、別添2-1(養殖業に係る実証にあっては別添2-2)のとおりとする。

1~4 (略)

第2-2 助成金の交付等(第1の1の(6)のアの事業)

交付等要綱第3の1の(2)のアの(ウ)及び(エ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1. 2 (略)

第2-3 助成金の交付等(第1の1の(6)のイの事業)

交付等要綱第3の1の(2)のアの(ウ)及び(エ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1. 2 (略)

第2-4 助成金の交付等(第1の1の(6)のウの事業)

交付等要綱第3の1の(2)のアの(ウ)及び(エ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1. 2 (略)

第3 その他

- (1) 事業実施者は、第1の1の(1)～(4)の事業の実施につき、所有者等と協議の上、所有者等又は契約漁業者に事業に必要な経費の一部を負担させることができるものとする。
- (2) 事業主体は、第1の1の(5)のイ及びウの事業の実施にかかる業務を、専門的な知見を持つ者に委託することができるものとする。
- (3) (略)

- (1) 事業実施者は、第1の1の(1)～(5)の事業の実施につき、所有者等と協議の上、所有者等又は契約漁業者に事業に必要な経費の一部を負担させることができるものとする。
- (2) 事業主体は、第1の1の(6)のイ及びウの事業の実施にかかる業務を、専門的な知見を持つ者に委託することができるものとする。
- (3) (略)

【別記様式第1－1号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた〇〇地域プロジェクト改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の〇〇の実証事業（※）を実施したいので、実施要領第1の7の(1)のイの規定に基づき承認を申請します。

※ 第1の1の(1)、(2)及び(4)のいずれかの実証事業名を選択して記載すること。

記

1～7 (略)

8. 実施要領第1の1の規定との関係

※ 実施要領第1の1の(1)のア、イ又は、(2)のイのいずれに該当するか及びその根拠を記

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた〇〇地域プロジェクト改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の〇〇の実証事業（※）を実施したいので、実施要領第1の7の(1)のイの規定に基づき承認を申請します。

※ 第1の1の(1)から(3)まで及び(5)までのいずれかの実証事業名を選択して記載すること。

記

1～7 (略)

8. 実施要領第1の1の規定との関係

※ 実施要領第1の1の(1)のア(実施要領第1の4の(2)の沿岸漁業版を選択する場合はその

載すること。

※ 別添2-1の12のただし書きの平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下「日台漁業取決め」という。）が交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第2条に規定する取決め適用水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）における漁獲物の漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている場合は、別記様式第11号を添付すること。

9 (略)

旨もあわせて記載すること。）又は、（2）のアからエまで若しくはカ、（3）又は（4）のいずれに該当するか及びその根拠を記載すること。

※ 別添2-1の12のただし書きの平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下「日台漁業取決め」という。）が交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第2条に規定する取決め適用水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）における漁獲物の漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている場合は、別記様式第11号を添付すること。

9 (略)

【別記様式第1-2号（海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業）の場合】

操業転換計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた〇〇都道府県〇〇漁業操業転換方針に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（3）の海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-2の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

記

1~10 (略)

【別記様式第1-3号（養殖業の場合）】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

1~10 (略)

【別記様式第1-3号（養殖業の場合）】

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた〇〇地域プロジェクト改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の〇〇の実証事業（※）を実施したいので、実施要領第1の7の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

※ 第1の1の（1）、（2）及び（4）のいいずれかの実証事業名を選択して記載すること。

1～7 （略）

【別記様式第1－4号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた養殖業改善計画（又は承認養殖業再建計画）に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（5）のアの実証事業を実施したいので、実施要領第1の7－3の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1～7 （略）

【別記様式第1－5号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた〇〇地域プロジェクト改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の〇〇の実証事業（※）を実施したいので、実施要領第1の7の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

※ 第1の1の（1）から（3）まで及び（5）のいいずれかの実証事業名を選択して記載すること。

1～7 （略）

【別記様式第1－4号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた養殖業改善計画（又は承認養殖業再建計画）に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（6）のアの実証事業を実施したいので、実施要領第1の7－3の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1～7 （略）

【別記様式第1－5号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた養殖業技術開発計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（5）のイの実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-4の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1～4 (略)

【別記様式第1-6号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた養殖ビジネス計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（5）のウの実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-5の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1～4 (略)

【別記様式第2-1号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

（第 事業期間）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた養殖業技術開発計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（6）のイの実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-4の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1～4 (略)

【別記様式第1-6号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた養殖ビジネス計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（6）のウの実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-5の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1～4 (略)

【別記様式第2-1号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

（第 事業期間）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付け（番号）で承認のあった〇〇の実証事業（※）の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のアの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の（1）、（2）及び（4）のいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1～6 (略)

【別記様式第2-3号（養殖業の場合）】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

（第 事業期間）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付け（番号）で承認のあった〇〇の実証事業（※）の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のアの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の（1）、（2）及び（4）のいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1～6 (略)

【別記様式第3-1号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書

（第 事業期間）

(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付け（番号）で承認のあった〇〇の実証事業（※）の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のアの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の（1）から（3）まで及び（5）のいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1～6 (略)

【別記様式第2-3号（養殖業の場合）】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

（第 事業期間）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日付け（番号）で承認のあった〇〇の実証事業（※）の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のアの規定に基づき報告します。

※ 1の1の（1）から（3）まで及び（5）のいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1～6 (略)

【別記様式第3-1号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書

（第 事業期間）

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日まで実施した〇〇の実証事業（※）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のイの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の（1）、（2）及び（4）のいずれかの実証事業名のうち、実施した実証事業名を選択して記載すること。

1～5 （略）

6 改革計画との比較検証（1事業期間終了ごとに提出）

（単位：水揚量はトン、その他は千円）

計画策定期	改革計画	改革計画														
		1年目	1年目	比較	2年目	2年目	比較	3年目	3年目	比較	4年目	4年目	比較	5年目	5年目	比較
実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
収入																
収入合計																
水揚量																
水揚高																
引当金戻入																
その他収入																
経費																
経費合計																
計入件費																
燃油代																
修繕費																
漁具費																
その他の費用																

※ 計画策定期、1年目から5年目の計画欄においては、認定された改革計画の数値を記載すること（認定改革計画に基づく事業期間が5年を超える場合には、記入欄を追加すること。）。

※ 各年次の実績については計画策定期と同様の考え方で記載すること。

※ 比較増減欄には、同一年次の計画と実績を比較（実績／計画）した結果を記載すること（0. 95、1. 10などと記載し、少数第3位を四捨五入すること。）。ただし、計画値がマイナスの場合にあっては空欄とすること。

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日まで実施した〇〇の実証事業（※）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のイの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の（1）から（3）まで及び（5）のいずれかの実証事業名のうち、実施した実証事業名を選択して記載すること。

1～5 （略）

6 改革計画との比較検証（1事業期間終了ごとに提出）

（単位：水揚量はトン、その他は千円）

計画策定期	改革計画	改革計画														
		1年目	1年目	比較	2年目	2年目	比較	3年目	3年目	比較	4年目	4年目	比較	5年目	5年目	比較
実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
収入																
収入合計																
水揚量																
水揚高																
引当金戻入																
その他収入																
経費																
経費合計																
計入件費																
燃油代																
修繕費																
漁具費																
その他の費用																

※ 計画策定期、1年目から5年目の計画欄においては、認定された改革計画の数値を記載すること。

※ 各年次の実績については計画策定期と同様の考え方で記載すること。

※ 比較増減欄には、同一年次の計画と実績を比較（実績／計画）した結果を記載すること（0. 95、1. 10などと記載し、少数第3位を四捨五入すること。）。ただし、計画値がマイナスの場合にあっては空欄とすること。

- ※ 養殖業に係る実証事業にあっては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、え代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。
- ※ 養殖業に係る実証事業にあっては、「改革1年目」を「改革1期目」と記載すること（2年目以降同じ）。
- ※ その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該事業に係る負債性引当金繰入のことをいう。
- ※ 税込／税抜を記載すること。

(改革計画との相違等の主な理由)

7～8 (略)

【別記様式第4-1号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書

(総まとめ)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日（3、5又は最終事業期間）まで実施した〇〇の実証事業（※）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のイの規定に基づき、別紙のとおり報告します。

※ 第1の1の（1）、（2）及び（4）のいずれかの実証事業名のうち、実施した実証事業名を選択して記載すること。

記

1～4 (略)

【別記様式第5-1号】

- ※ 養殖業に係る実証事業にあっては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、え代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。
- ※ 養殖業に係る実証事業にあっては、「改革1年目」を「改革1期目」と記載すること（2年目以降同じ）。
- ※ その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該事業に係る負債性引当金繰入のことをいう。
- ※ 税込／税抜を記載すること。

(改革計画との相違等の主な理由)

7～8 (略)

【別記様式第4-1号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書

(総まとめ)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日（3又は5事業期間）まで実施した〇〇の実証事業（※）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のイの規定に基づき、別紙のとおり報告します。

※ 第1の1の（1）から、（3）まで及び（5）のいずれかの実証事業名のうち、実施した実証事業名を選択して記載すること。

記

1～4 (略)

【別記様式第5-1号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日 付 け (番号) で水産庁長官から承認のあった〇〇の実証事業 (※) について、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知) 第 2 の 1 の (1) の規定に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

なお、用船料等補助分については、国の予算措置に応じて概算払請求をします。

※ 第 1 の 1 の (1) から (4) までのいづれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

(略)

【別記様式第 6-1 号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日 付 け (番号) で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間における〇〇の実証事業 (※ 2) に係る助成金交付申請計画について、下記のとおり交付することを決定したので、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知) 第 2 の 1 の (2) の規定に基づき通知します。

なお、助成金の交付にあたり、助成金交付申請計画のうち用船料等補助分については、国の予算措置の状況に応じて概算払することを御了知願います。

記

※ 1 事業主体は交付等要綱第 3-7 に定める条件を付すこと。

もうかる漁業創設支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日 付 け (番号) で水産庁長官から承認のあった〇〇の実証事業 (※) について、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知) 第 2 の 1 の (1) の規定に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

なお、用船料等補助分については、国の予算措置に応じて概算払請求をします。

※ 第 1 の 1 の (1) から (5) までのいづれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

(略)

【別記様式第 6-1 号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日 付 け (番号) で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間における〇〇の実証事業 (※ 2) に係る助成金交付申請計画について、下記のとおり交付することを決定したので、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知) 第 2 の 1 の (2) の規定に基づき通知します。

なお、助成金の交付にあたり、助成金交付申請計画のうち用船料等補助分については、国の予算措置の状況に応じて概算払することを御了知願います。

記

※ 1 事業主体は交付等要綱第 3-7 に定める条件を付すこと。

※2 第1の1の(1)から(4)までのいずれかの実証事業名のうち、申請のあった実証事業名を選択して記載すること。

※3 交付等要綱第3の1の(2)のアの(エ)による交付を行う場合、その旨明記すること。

【別記様式第8-1号】

もうかる漁業創設支援事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け (番号) で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、〇〇の実証事業 (※) について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知) 第 2 の 2 の (5) 及び第 2 の 4 の (3) に基づき提出します。

※ 第1の1の(1)から(4)までのいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

(略)

【別記様式第9-1号】

もうかる漁業創設支援事業の額の確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった〇〇の実証事業 (※) に係る助成金の額は、金 円と確定したので通知します。

また、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知) 第 2 の 4 の (5) に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額を、下記のとおり定めたので、年月日までに助成金を返還してください。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同第 2 の 4 の (7) に基づき、延滞金を課すのであらかじめ御了知願います。

※ 第1の1の(1)から(4)までのいずれかの実証事業名のうち、提出した助成金精算報告書及び実

※2 第1の1の(1)から(5)までのいずれかの実証事業名のうち、申請のあった実証事業名を選択して記載すること。

※3 交付等要綱第3の1の(2)のアの(エ)による交付を行う場合、その旨明記すること。

【別記様式第8-1号】

もうかる漁業創設支援事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け (番号) で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、〇〇の実証事業 (※) について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知) 第 2 の 2 の (5) 及び第 2 の 4 の (3) に基づき提出します。

※ 第1の1の(1)から(5)までのいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

(略)

【別記様式第9-1号】

もうかる漁業創設支援事業の額の確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった〇〇の実証事業 (※) に係る助成金の額は、金 円と確定したので通知します。

また、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知) 第 2 の 4 の (5) に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額を、下記のとおり定めたので、年月日までに助成金を返還してください。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同第 2 の 4 の (7) に基づき、延滞金を課すのであらかじめ御了知願います。

※ 第1の1の(1)から(5)までのいずれかの実証事業名のうち、提出した助成金精算報告書及び実

施状況報告に係る実証事業名を選択して記載すること。

記

1～2 (略)

【別記様式第10号】

もうかる漁業創設支援事業に係る収益納付申告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日から年月日まで実施した〇〇の実証事業（※）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の4の（8）の規定に基づき収益納付します。

※ 第1の1の（1）から（4）までのいずれかの実証事業名のうち、提出した収益納付額報告に係る実証事業名を選択して記載すること。

記

収益納付額 金 ○○○○○円

※ 収益納付額計算書を添付すること。

【別添2-1】

もうかる漁業創設支援事業の費用の範囲（漁業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 用船料等補助経費	以下に定める額の範囲内とし、予算の範囲内において交付するものとする。 ① (略) ② 渔船等の収益性回復の実証事業については用船料等算定額に1/3を乗じた額。ただし、不漁対策である第1の1の（2）のイに該当する実証事業についてのみ第1の7の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等算定額に2/3を乗じた額とすることができる。 ③ 海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業については用船料等算定額に1/3を乗じた額。	用船料等補助金

施状況報告に係る実証事業名を選択して記載すること。

記

1～2 (略)

【別記様式第10号】

もうかる漁業創設支援事業に係る収益納付申告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年月日から年月日まで実施した〇〇の実証事業（※）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の4の（8）の規定に基づき収益納付します。

※ 第1の1の（1）から（5）までのいずれかの実証事業名のうち、提出した収益納付額報告に係る実証事業名を選択して記載すること。

記

収益納付額 金 ○○○○○円

※ 収益納付額計算書を添付すること。

【別添2-1】

もうかる漁業創設支援事業の費用の範囲（漁業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 用船料等補助経費	以下に定める額の範囲内とし、予算の範囲内において交付するものとする。 ① (略) ② 渔船等の収益性回復の実証事業については用船料等算定額に1/3を乗じた額。ただし、不漁対策である第1の1の（2）のイに該当する実証事業についてのみ第1の7の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等算定額に2/3を乗じた額とすることができる。 ③ 第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証事業については用船料等算定額に1/2を乗じた額。ただし、改革型漁船を用いない場合、第1の7	用船料等補助金

	<p>なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて、第1の1に掲げる実証事業に取り組む場合にも、操業費用として上記①から③までのそれぞれの場合と同様の経費を助成金対象経費とする。</p> <p>また、事業実施中の事故等により所有者等が追加負担した事業継続するために要した修繕費が、当初の別添1－1の用船料等算定基準に規定する5の修繕費額を上回る場合は、水産庁及び事業主体と協議し、特に認めた場合に限り、所要額に上記①から③までの実証事業それぞれの補助率を乗じた額を事業期間終了時の確定額とし、要領第1の7の（1）のエに準じて事業実施計画又は転換計画の変更を行い、助成金対象経費とすることができる。</p>			
2～13　（略）	（略）	（略）	2～13　（略）	（略）
14　事業管理費	<p>当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業費全体の2%以内とし、人件費の算定方法等について別添4によるものとする。</p> <p>ただし、平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下「日台漁業取決め」という。）が交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第2条に規定する取決め適用水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）における漁獲物の漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者が実証事業を行う場合であって、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。</p>	用船料等補助金	<p>当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業費全体の2%以内とし、人件費の算定方法等について別添4によるものとする。</p> <p>ただし、平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下「日台漁業取決め」という。）が交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第2条に規定する取決め適用水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）における漁獲物の漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者が実証事業を行う場合、又は、沿岸漁業版及び第1の1の（3）について実証事業を行う場合であって、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。</p>	用船料等補助金
15　（略）	（略）	（略）	15　（略）	（略）

【別添2－2】

もうかる漁業創設支援事業の費用の範囲（養殖業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金

【別添2－2】

もうかる漁業創設支援事業の費用の範囲（養殖業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金

1～1 1 (略)	(略)	(略)	1～1 1 (略)	(略)	(略)
1 2 事業管理費	この事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業費全体の2%以内とし、人件費の算定方法等については別添4によるものとする。	(略)	1 2 事業管理費	この事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業費全体の2%以内とし、人件費の算定方法等については別添4によるものとする。 <u>ただし、第1の1の(3)について実証事業を行う場合であって、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。</u>	(略)
1 3 (略)	(略)		1 3 (略)		

附 則（令和7年12月16日付け7水推第1434号）

- この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第1の3の(4)及び7の(2)の規定については、この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業についても適用する。